

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 2 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 8 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市総務部総務課

第 2 監査の期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）、27 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 財産管理について

本庁舎、市役所駐車場及び第2駐車場用地について、国土調査後の現況地積と台帳地積を整合し、財産管理台帳の整備に努められたい。

2. 補助金事務について

防犯灯設置等補助金交付要綱の防犯灯維持管理事業については、実績報告の提出及び確定通知を省略することとされているが、防犯灯維持管理事業のうち補修に係るものについては、事業完了の確認のため実績報告の提出を求めている。補修については、事業完了の確認を行うべきものと考えことから、要綱と実際の事務処理との整合性を図られたい。

3. 公印台帳について

公印台帳に登録された公印について、公印規則に定められた規格（書体）で調製されていないものが散見されたので、適正な事務執行に努められたい。

第6 むすび

総務課は、行政班、情報推進班及び危機管理班からなり市民生活のソフト基盤に関わる業務を担っている。一方、内部組織や業務を包括的に調整するとともに行政全般に係るリスク管理を統括する部署でもあると思われる。

国は、地方自治法等の改正の中で、都道府県及び指定都市以外の市町村においても内部統制に関する方針を策定し、これに基づき必要な体制を整備するよう努力義務を課している。業務の有効性と効率性、法令等の遵守、資産の保全等を推進するため、内部統制体制への整備に向けて取り組むことを要望するものです。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。